

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

防火対象物名 の統括防火・防災管理者として選任する 〇〇 〇〇 は、当該防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有し、下記の要件を満たしています。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1号 第51条の11）

管理権原者から統括防火・防災管理者に「防火対象物等の全体についての必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物等の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火・防災管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第2号 第51条の11）

管理権原者から、「防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の内容」として、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物等の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火・防災管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第3号 第51条の11）

管理権原者から、「防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な事項」として、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物等の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他の必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防災管理者の資格・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第48条の2

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防災管理者の要件・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の11